

手当金



傷病手当金適用期間の延長
新型コロナウイルス感染症に伴う
傷病手当金の申請はお済ですか

傷病手当金適用期間の延長

〇桂川町の国民健康保険・後期高齢者医療制度

に加入している方へ

新型コロナウイルス感染症に感染または発熱の症状があった場合に、その療養のために就労することができなかった場合（適用期間内で左記の要件を満たす方に限る）について、傷病手当金を支給します。

【適用期間】令和2年1月1日～令和4年12月31日
【傷病手当金の対象となる方】

次の4つの要件をすべて満たす方。

- ① 給与の支払を受けている、桂川町国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者であること
- ② 新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ、療養のために労務に服することができなくなったこと
- ③ 3日間連続して仕事を休み、4日目以降も休んだ日があること
- ④ 給与等の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること

お知らせ



風しん抗体検査・予防接種
はお済ですか？

風しん無料クーポン有効期限

〇健康福祉課 健康推進係 ☎65・0000・1

風しんの発生や流行を予防するため、昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性を対象に風しん抗体検査・予防接種を無料で実施しています。

接種の際には、クーポン券が必要です。対象の方には送付をしています。紛失した方は問合せ先までご連絡ください。

クーポン券の有効期限は、令和5年3月31日（金）までですのでご注意ください。

- ・風しんは自覚症状が少なく、また感染力が強いため、知らず知らずのうちに日常で周りの人にうつしてしまうことがあります。
- ・妊娠初期の妊婦さんが風しんに感染すると、おなかの赤ちゃんの耳・目・心臓などに大きな影響がでることがあります。

あなた自身と周りの人を守るために、
ご協力をお願いします。

助成



桂川町アピアランスケア推進事業
がん患者及びがん経験者に
補整具等の購入費を助成

桂川町アピアランスケア推進事業

〇健康福祉課 健康推進係 ☎65・0000・1

がん患者やがん経験者の、がん治療に伴う心理的負担を軽減するとともに社会参加を促し、療養生活の質の向上を目的に、医療用ウィッグや補整具等の購入費を助成します。

【対象者】桂川町に在住のがん患者及びがん経験者
※対象者が属する世帯の町民税のうち、所得割課税年額が23万5000円以上の場合には対象外

【助成対象用具】

- ① 医療用ウィッグ、装着用ネット、毛付き帽子
- ② 補整パッド、補正下着、専用入浴着、弾性着衣（弾性ストッキング、弾性スリーブ、弾性グローブ）、エピテーゼ

※令和4年4月1日以降に購入したものに限り

【助成額】購入費の1/2

助成上限額は、① 2万円 ② 1万円

※①、②それぞれ1回を限度に助成

【申請】

・「桂川町アピアランスケア推進事業助成金交付申請書」 ※町HPに掲載

・がんの治療を受けたこと、または現に受けていることが確認できる書類の写し（診療明細書など）

・助成対象用具の購入に係る領収書の写し及びその明細書の写し

以上3点を、健康福祉課健康推進係（桂川町総合福祉センター内）に提出してください。